

中部運輸局
自動車交通部

平成31年3月15日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
 旅客第二課 小笠原、山田、深谷
 TEL 052-952-8036

岐阜地区のタクシー運賃改定申請等のお知らせ

平成31年3月14日、岐阜県岐阜市の岐阜交通株式会社及び岐阜交通東部株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更を求める申請書及び要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、岐阜地区（※1）において、本申請等の日から3ヶ月の間に申請書（準特定地域（※2）にあつては、要請書）を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※3）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 申請者・要請者

会社名：岐阜交通株式会社

住所：岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番1号

会社名：岐阜交通東部株式会社

住所：岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番1号

2. 運賃及び料金の変更申請等の概要（普通車申請分を抜粋）

◆初乗距離を「1.2km→1.0km」に短縮

◆加算運賃を「90円→50円」に減額し、加算距離を短縮

【岐阜交通株式会社】（※営業区域：岐阜交通圏）

車種区分	〈申請〉初乗運賃
普通車	1.0kmまで 500円

車種区分	〈現行〉初乗運賃
普通車	1.2kmまで 570円

車種区分	〈申請〉加算運賃
普通車	141mまで 50円

車種区分	〈現行〉加算運賃
普通車	273mまで 90円

【岐阜交通東部株式会社】（※営業区域：美濃・可児交通圏）

車種区分	〈要請〉初乗運賃
普通車	1.0kmまで 500円

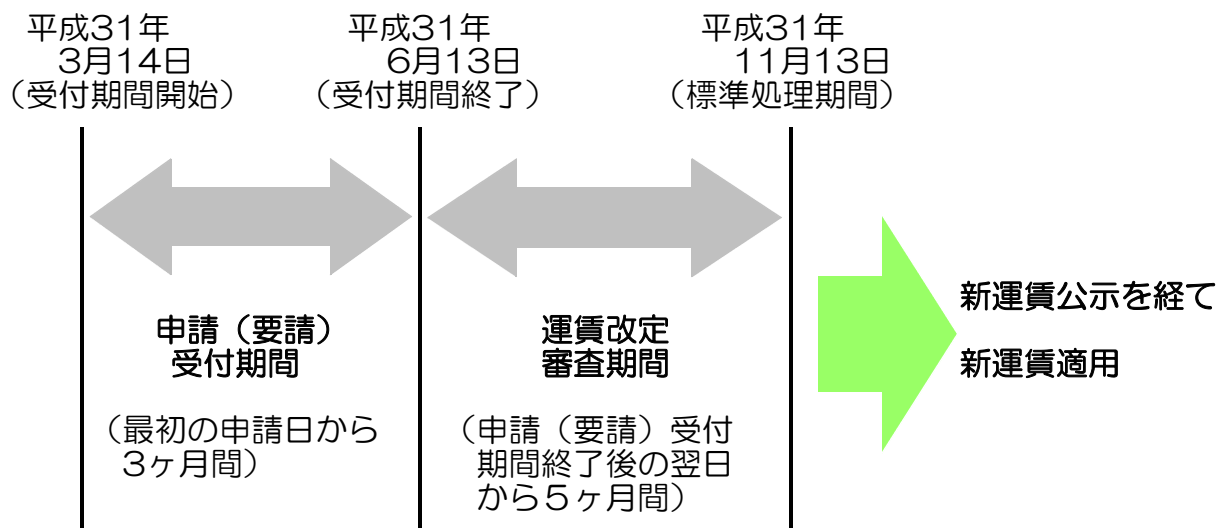
車種区分	〈現行〉初乗運賃
普通車	1.2kmまで 600円

車種区分	〈要請〉加算運賃
普通車	132mまで 50円

車種区分	〈現行〉加算運賃
普通車	259mまで 90円

- (※1) 岐阜地区（運賃が適用される地域）
岐阜県21市19町2村のうち、高山交通圏、東濃東部交通圏（ただし、中津川市加子母の区域に限る。）郡上市、下呂市、加茂郡（白川町、東白川村）を除く17市18町の地域（《別紙》参照）
- (※2) 岐阜地区における準特定地域（平成31年3月14日現在）
大垣交通圏、東濃西部交通圏、東濃東部交通圏、美濃・可児交通圏
- (※3) 岐阜地区 車両数（平成31年3月14日現在）
車両数：1685両（40者） ※7割以上＝1180両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 申請(要請)受付期間中に、申請(要請)書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
申請受付期間中に、申請(要請)書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請(要請)書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

準特定地域一覧（岐阜県）（赤字が準特定地域）



岐阜交通圏	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。）、羽島郡、本巣郡
大垣交通圏	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
高山交通圏	高山市、飛騨市、大野郡
東濃西部交通圏	多治見市、瑞浪市、土岐市
東濃東部交通圏	中津川市、恵那市
美濃・可児交通圏	関市（ただし、平成17年2月7日に編入された旧武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の区域を除く。）、美濃市、美濃加茂市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域を除く。）、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町）、可児郡
その他地域	郡上市、下呂市、関市（ただし、平成17年2月7日に編入された旧武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の区域に限る。）、加茂郡（川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村に限る。）

※ が岐阜地区の運賃適用地域